

届出の記載上の注意

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿 (提出先は北杜市教育委員会学術課です)

住 所 建築主・施主さんの氏名・住所を記載
氏名等 印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所
（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
(工事地点案内図、敷地内の建物配置図、基礎立面図をA4用紙で添付してください)

【注意事項】

- ①この届出は、周知の埋蔵文化財包蔵地に計画される**民間の土木工事等**に必要なものです。
- ②この届出の作成に当たっては、記書き1～10の事項の内容のすべてについて別記の書式に記入してください。特に記書き8の時期が明確に記入されていないと受理されませんのでご注意ください。
- ③なお記書き4等に記入すべき内容や、届出後に必要な対応等について、事前に必ず、土木工事等をしようとする土地を所管する市町村教育委員会の文化財担当の窓口にご相談の上で作成してください。
- ④この届出は、**2部作成の上、記書き8の期日の60日前まで**に、「山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき、上記③と同じ市町村教育委員会に提出してください。

※土地所有者の発掘承諾書2部をあわせて提出してください。

別 記

法第93条第1項関係

県文書番号

教学文第

号・令和 年 月 日

該当するものを○印で囲んでください

| | | | | |
|----|--------|---|-------|-----------------|
| 1 | 所在地 | 山梨県北杜市〇〇町〇〇〇〇番地 ←工事地点の全ての地番を正確に記載してください。地籍が多数に及ぶ場合は、「〇〇番地ほか」とし、土地一覧表を添付してください。 | | |
| 2 | 面積 | m ² | | |
| 3 | 土地所有者 | 住所：建築主・施主さんではなく、土地の所有者を記載ください 氏名等：土地が多数に及ぶ場合は、所有者一覧を添付してください | | |
| 4 | 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 田畑跡 城下町 その他の遺跡 () | | |
| | フリガナ | 遺跡名、種類などは教育委員会 学術課で確認してください | 遺跡No. | 員数 |
| | 遺跡の名称 | 学術課で確認ください | | |
| | 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () | | |
| | 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近現代 その他() | | |
| 5 | 工事の目的 | a.道路 b.鉄道 c.空港 d.河川 e.港湾 f.ダム g.学校建設 h.集合住宅 i.個人住宅 j.工場 k.店舗 l.個人住宅兼工場または店舗 m.その他建物 () n.宅地造成 o.土地区画整理 p.公園造成 q.ゴルフ場 r.観光開発 s.ガス・電気・電話・水道 t.農業基盤整備事業（農道含む） u.t以外の農業関係事業 v.土砂採取 w.その他開発 () x.自然崩壊 | | |
| | 工事の概要 | 建築面積、基礎構造、掘削深度など、工事の具体的な内容を簡略に記載ください | | |
| 6 | 工事主体者 | 住所：届出する方（建築主・施主さん等）と同じです 氏名： | | |
| 7 | 施工責任者 | 住所：設計、工事等の請負業者さんを記入ください 氏名：決まっていない場合は「未定」と記入してください | | |
| 8 | 着手予定時期 | 令和 年 月 日 | 9 | 終了予定時期 令和 年 月 日 |
| 10 | 参考事項 | ↑ 着手日は届出の日から60日後でなければ受理できませんので注意ください | | |

| | |
|---------|--------------------------------|
| 指 導 事 項 | 発掘調査 試掘・確認調査 工事立会 慎重工事 その他 () |
|---------|--------------------------------|

〔 注 意 事 項 〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項は県教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合には()内に記入。